船橋市立船橋特別支援学校施設整備等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市立船橋特別支援学校(以下「支援学校」という)の校舎の新築及び増築に 関する事項等を検討し、計画的かつ効率的に推進するため、船橋市立船橋特別支援学校 施設整備等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
  - (1) 支援学校の校舎等の新築及び増築に関する事項
  - (2) その他の事項で、教育長が必要があると認めるもの (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 教育次長、学校教育部長、管理部長、支援学校長、支援学校副校長(若しくは教頭)、 総合教育センター所長、教育支援室長、教育総務課長、施設課長
  - (2) 検討事案に関連する事務を所掌する課長
- 2 委員会に委員長を置き、教育次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括し、これを代表する。

(委員会の開催等)

- 第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を開催し、議長となり、議事を整理する。
- 2 委員長は、必要に応じ関係者の出席及び意見を求めることができる。
- 3 委員が委員会に出席できない場合、代理者を出席させることができる。 (報告)
- 第5条 委員長は、委員会を開催した場合、適宜、教育長にその経過を報告し、指示等を 受けるものとする。

(作業部会の設置等)

- 第6条 委員会は、第2条に規定する事項において、必要があると認めるときは、作業部 会を設置することができる。
- 2 作業部会の構成等は、委員会で定める。
- 3 作業部会は、委員会の運営を円滑に行うため、必要な事項を調査し、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び作業部会の庶務は、総合教育センターにおいて処理する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。